正

1、この申請書は退職日翌日（資格喪失日）から20日以内に提出願います。
2、記入欄中「※」印欄は記入不要です。

任意継続被保険者	
記号	番号
9900	※

健康保険任意継続 被保険者資格取得申請書

常務理事	事務局長	部長	課長	扱者	

① 被保険者の氏名等				② 資格取得年月日（前資格喪失日）	③ 前資格喪失時標準報酬月額	④ 標準報酬月額	⑤ 被扶養者届の添付	⑥ 被保険者の住所
（フリガナ）氏名	生年月日		性別					
	昭5 平7	年 月 日	男1・女2	令和 年 月 日	千円	千円 ※	有・無	〒 ⑦電話番号 （ ）

⑧ 退職（資格喪失）した事業所名称及び所在地			被保険者		資格取得年月日	昭和 平成 令和 年 月 日
	名称		記号	番号		
	所在地				資格喪失年月日	令和 年 月 日

⑨ 現在における今後の予定	1. 再就職する（再就職したときはご連絡をお願いします。） 2. 再就職しない（保険料の納付期日にご注意ください。）

⑩ 申請にあたっての留意事項

◎資格取得月分の保険料は、申請と同時に納めていただきます。

（ただし、原則は1ヵ月分ですが、申請日により2ヵ月分必要となる場合があります。）
1ヵ月分の保険料は、標準報酬月額×保険料率で計算されます。
あなたの標準報酬月額は、退職時の月額と組合平均月額と比べ低いほうで決定されます。
（なお、保険料納付方法は、毎月当月分を納める方法と、割引された一定期間月分を前納する方法があります。）
40歳から64歳までの方は介護保険料も合わせて納めていただくことになります。

◎あなたが被保険者資格を継続できるのは最長2年間です。

ただし、この**被保険者資格は1ヵ月ごと保険料を納める（当月分を当月10日まで）**ことによって継続していきますので、特にご注意ください。
その他、わからないことがありましたら、当組合業務課　電話番号03（3291）4530へご連絡ください。

◎ あなたの1ヵ月分保険料は

※ 円です。

ただし、現行保険料率の場合です。
なお、変更のときはご案内します。

管工業健康保険組合

今後の納付方法　希望の番号に○を付けてください。
1．資格取得月から3月分までの毎月払
2．資格取得月の翌月から3月分まで前納
3．資格取得月の翌月から本年の9月分まで前納、10月分から翌年の3月分まで前納

申請年月日	令和 年 月 日提出
申請者	
資格確認書発行要否	□ 発行が必要

受付日付印

R 6. 12

副

任意継続被保険者	
記号	番号
9900	※

健康保険 任意継続被保険者資格取得申請の受理及び標準報酬月額決定通知書

① 被保険者の氏名等				② 資格取得年月日（前資格喪失日）	③ 前資格喪失時標準報酬月額	④ 標準報酬月額	⑤ 被扶養者届の添付	⑥ 被保険者の住所
（フリガナ）氏名	生年月日		性別					
	昭5 平7	年 月 日	男1・女2	令和 年 月 日	千円	千円 ※	有・無	〒 ⑦電話番号 （ ）

⑧ 退職（資格喪失）した事業所名称及び所在地			被保険者 記号	被保険者 番号	資格取得年月日	昭和 平成 令和 年 月 日
	名称					
	所在地				資格喪失年月日	令和 年 月 日

⑨ 現在における今後の予定

1．再就職する（※再就職されたときは、当組合にご連絡ください。資格喪失申出書の提出をお願いします。）

2．再就職しない（※国民健康保険に切り換えたいときは、当組合にご連絡ください。）

⑩ 特にご承知願うこと

◎住所・氏名の変更は必ず届出をお願いします。

今後、当組合からのご案内は直接あなたに文書又は電話でご連絡することになりますのでご注意ください。

◎保険料を当月10日までに納めないと11日付で資格がなくなります。

- 保険料は当組合窓口又は当組合取扱い銀行の領収日が納めた日になります。
- “10日までに納めることが極めて困難”という事情のない限り資格がなくなります。
- 40歳から64歳までの方は介護保険料も合わせて納めていただくことになります。

◎資格を喪失した際、資格確認書等が交付されている方は、直ちに組合に返納してください。

喪失後に資格確認書等を使って診療を受けた場合は、無資格診療となるため医療費を返還していただくことになります。

◎ あなたの1ヵ月分保険料は

※ 円です。

ただし、現行保険料率の場合です。

なお、変更のときはご案内します。

この処分に不服があるときは、処分があったことを知った日の翌日から起算して3ヵ月以内に文書又は口頭で社会保険審査官（地方厚生（支）局内）に対して審査請求をすることができます。また、審査請求の決定に不服があるときは、再審査請求又は処分の取消しの訴えを提起することができます。再審査請求は、審査官の決定書の謄本が送付された日の翌日から起算して2ヵ月以内に文書又は口頭で社会保険審査会（厚生労働省内）に対して行うことができ、処分の取消しの訴えは、審査請求の決定があったことを知った日から6ヵ月以内（再審査請求があったときは、その裁決があったことを知った日から6ヵ月以内）に健康保険組合を被告として提起することができます。（ただし、原則として、決定又は裁決の日から1年を経過したときは、提起することができなくなります。）

なお、審査請求があった日から2ヵ月を経過しても決定がないときや、処分の執行等による著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、その他正当な理由があるときは、審査請求の決定を経なくても提起することができます。

今後の納付方法 希望の番号に○を付けてください。
1．資格取得月から3月分までの毎月払
2．資格取得月の翌月から3月分まで前納
3．資格取得月の翌月から本年の9月分まで前納、10月分から翌年の3月分まで前納

令和 年 月 日提出の申請書に基づき

上記のとおり決定したので通知します。

様

管工業健康保険組合理事長

資格確認書発行要否	□ 発行が必要

裏面も必ずご確認ください。

必ず、お読みください！

以下の注意事項をよくご覧になり、十分ご注意をお願いします。

☆ 任意継続被保険者の資格は、保険料をご自分で、納付書に記載された納付期限日（通常は当月10日、前納は前月末）までに納付することで継続します。
納付期限を過ぎて保険料を納入しても資格を継続することはできません。
※「ついうっかりして……」期日までに保険料を納めなかった場合、資格はなくなります。

☆ 次の事由に該当した場合は、任意継続被保険者の資格を失います。

1．被保険者となった日より起算して２年を経過したとき
2．死亡したとき
3．保険料を指定された納付期日までに納めないとき
4．再就職して、他の健康保険等の被保険者となったとき
5．後期高齢者医療制度の被保険者となったとき
6．任意継続被保険者でなくなることを申し出た場合、その申し出が受理された日の属する月の末日が到達したとき

このような場合は、健保組合業務課（03−3291−4530）まで速やかにご連絡ください。

☆ 保険料は事業所の資格喪失（退職）時の標準報酬月額により決まります。住民税のように毎年の所得により見直されることはありません。
※ 国民健康保険は住民税に連動しますので、保険料は毎年見直しされます。そのため、国民健康保険のほうが保険料が安くなっていることもあります。

☆ 任意継続被保険者の標準報酬月額は、組合全体の標準報酬月額の平均が上限となります。

☆ 被保険者が資格を喪失したときは、被扶養者も同時に資格がなくなりますので資格を喪失した際は、直ちに全員分の資格確認書等を組合に返納してください。
※ 喪失後に資格確認書等を使って診療を受けた場合は、無資格診療となるため医療費を返還していただくことになります。

☆ 保険料の納付書は、申込時にあらかじめお渡しします。また、前納希望の場合は期日前にご案内しますので、組合からの通知は必ずご覧ください。

☆ 資格確認書発行要否：資格確認書の発行が必要な場合（※）は「□ 発行が必要」に✓を入れてください。
※以下に該当する場合に限ります。

・マイナンバーカードを取得していない方、マイナンバーカードの返納者
・マイナンバーカードを保有しているが健康保険証利用登録を行っていない方、利用登録解除を申請した方、利用登録解除者
・マイナンバーカードの電子証明書の有効期限切れの方

納付書が見当たらないなどの場合は、健保組合業務課（03−3291−4530）までご連絡ください。